

クロマトグラフィー科学会奨励賞規程

改定 2011年10月22日

改定 2019年12月7日

改定 2021年2月25日

- 第1条 本会に奨励賞（以下本賞という）を設け、本会の会員にして分離・検出科学の領域において意欲的に研究を行い、将来を期待される研究者であって、原則として受賞の年の4月1日現在で満40歳以下の者に贈呈する。研究業績は、本誌またはその他の論文誌に公表されたものとする。受賞の基礎となる研究業績が共同の場合は、主たる研究者に適用する。英文賞名は、The Society for Chromatographic Sciences Award for Young Scientists とする。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年度2件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状、賞牌とし、クロマトグラフィー科学会議において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、クロマトグラフィー科学会議において奨励賞受賞講演を行い、かつその内容を本会刊行の CHROMATOGRAPHY 誌に掲載する。
- 第5条 会長は、各理事、評議員に本賞候補者の推薦を依頼するほか、毎年、本会刊行の CHROMATOGRAPHY 誌 1号に候補者推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 会員は、本会に3月末日までに候補者1件を推薦することができる。この推薦に際しては、次の書類各1通を提出する。
a) 推薦書（所定の用紙）
b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦に使用し、本文を2枚以内、文献（主要論文）は3枚以内で作成する]
上記に加え必要に応じて審査資料（論文別刷等）を付加することができる。
- 第7条 本賞候補者の選考は奨励賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。審査委員会は褒賞担当理事1名と、理事または評議員4名の計5名で構成し、理事会の選考に基づき会長が委嘱する。委員長は委員の互選による。
- 第8条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第9条 審査委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第10条 審査委員は、被推薦者およびその推薦者であってはならない。
- 第11条 審査委員会は、推薦された候補者について審議し、本賞贈呈の価値ありと認めたもの2件以内を順位をつけず、6月末日までに会長に報告する。
- 第12条 会長は前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て本賞受賞者を決定する。